

今後の
名古屋市
早期子ども発達支援体制に
関する方針



目次

1	位置づけ	1
(1)	背景	1
(2)	わくわくプランとの関係	2
(3)	期間	2
(4)	検討経過	3
2	早期子ども発達支援を取り巻く状況と新たな早期子ども発達支援のシステムの検討	4
(1)	「今後の子どもの発達支援施策推進の基本的な考え方について（答申）」の概要	4
(2)	「名古屋市子ども発達支援体制のあり方に係る調査」の概要	6
(3)	「子ども発達支援の将来構想に係る調査」の概要	8
(4)	検討のまとめ	9
(5)	早期子ども発達支援のニーズに対応する施策の方向性について	12
(6)	早期子ども発達支援と子ども・子育て支援の一体的実施	12
3	早期子ども発達支援の方向性	14
(1)	新たなる早期子ども発達支援体制の構築	14
(2)	地域療育センターの拡充	15
4	新たなる地域療育センターの設置・運営の考え方	16
(1)	新たなる地域療育センターの方向性	16
(2)	設置・運営の考え方	16
(3)	拠点方式とエリア制の考え方について	19
5	新たなる地域療育センター配置計画（整備計画）	21
(1)	整備の必要性	21
(2)	配置計画の考え方	24
6	実施スケジュール（予定）	27

1 位置づけ

(1) 背景

本市の就学前の子どもの発達支援（以下「早期子ども発達支援」という。）は、障害の早期発見や早期療育を目的として、障害のある子ども、その疑いのある子ども及び保護者に対し、相談、発達評価、医療の提供及び個別ハビリテーションを総合的に行う地域療育センターを核として進めてきたところであり、平成26年度に東部地域療育センターを開設し、平成元年の名古屋市地域療育センター策定構想から20年来の目標である市内地域療育センター5か所体制が整備され、一定の到達点に達した。一方、児童福祉法の改正による「児童発達支援指定事業所」の新設、早期子ども発達支援を必要とする子どもの数の増加等地域療育センターの整備を進めてきた20年の間に早期子ども発達支援の施策を取り巻く状況は大きく変わっている。早期子ども発達支援のニーズは増加しており、就学前に子どもの発達に不安を感じたことのある保護者は約2割に達し、就学前に地域療育センターで診察を受けた子どもは約1割にのぼる。

ニーズの増加の背景として、求められる支援が大きく変化したことがあげられる。1点目は支援の対象の変化であり、「障害のある子ども」から「発達に遅れやアンバランスがあり、発達に対する支援が必要な子ども」へと支援の対象が拡大してきている。2点目は支援が必要な背景の変化である。以前は、先天性の障害や事故や疾病等による障害など支援が必要となる背景が明確であったが、発達障害など発達に遅れがあるとは言えないがアンバランスのある子どもや社会環境や育児環境の変化などにより一時的な遅れや発達のアンバランスが見られるなど支援が必要となる子どもが増加している。また、発達障害に対する認知度が高まっており、子どもの発達に不安を感じた際に早期子ども発達支援を希望する保護者が増えていることもニーズ増加の背景にあると考えられる。これらの結果、従来の子どもへの支援、親子支援に加えて、より早い段階での支援や保護者への支援の必要性がより高まってきている。

今後の早期子ども発達支援施策はこれらの状況を踏まえて進める必要があり、早期子ども発達支援施策の中核となる地域療育センターの設置等を計画的に進める必要がある。そこで、今後の早期子ども発達支援体制に関する方針（以下「今後の方針」という）を定めるものである。

(2) わくわくプランとの関係

「今後の方針」はなごや子ども条例に基づく子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024～子どもに関する総合計画」を実施するための具体的な方針とする。

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」における子ども発達支援に関する記載

2 現状から見える課題

(7) 発達障害等への不安感

■早期発達支援のニーズの増加に伴い、地域療育センターの初診待機期間が長期化するなど、支援サービスの供給量が十分とは言えず、ニーズに応じた支援体制を整備する必要があります。

■子どもの発達に遅れや気になるところがあると感じている保護者が増えており、子ども・子育て支援施策も含めて発達支援の質を強化する取り組みが求められています。

■医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関の連携体制の充実をはかる必要があります。

施策18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援

乳幼児期を含め早期から保護者に十分な情報を提供し、発達の遅れやアンバランス、障害がある子どもの特性について正しい理解を促し、適切な子育てを行えるよう育児不安の段階から支援を行っていきます。認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、関係者が必要な支援等について共通理解を深めるとともに、地域療育センター等が関係機関のバックアップを行うことで、子ども・子育て支援の一般施策と早期子ども発達支援を一体的に進め、切れ目のない円滑な支援につなげます。また、医療的ケアを必要とする子どもが安心して地域生活を送れるよう適切な支援を提供するため、各関係機関の連携体制の強化をはかります。

事業名 199 地域療育センター等の充実

発達に支援を必要とする子どもとその保護者が、年齢、発達の状況、家庭の状況等に応じて、地域で、適切な発達支援を適切な時期に受けられる支援体制を整えるため、地域療育センターの量と質を拡充するとともに、地域療育センターに新たなタイプを設けて、支援体制の整備に着手

計画目標 地域療育センター 7 か所 地域支援部門の検討・設置

「地域療育センターの充実」の計画目標を実現するための実施方針

(3) 期間

令和2年度～6年度

(4) 検討経過

年度	事項	趣旨・概要
平成 28 年度	「子どもの育ちと保護者意識に関する調査」の実施 ※1	子どもの発達の現状や子どもの発達に関する保護者の意識を把握することを目的として小学校2年生の子どもの保護者10,000人を対象にアンケート調査を実施した。
	「名古屋市子ども発達支援推進指針」作成 ※2	近年の国制度の改正、子ども発達支援を必要とする子どもの数の増加、子ども発達支援のニーズの多様化などの現状に対応するため、本市における子ども発達支援の考え方を整理し、子ども発達支援及びこれに伴う施策を計画的に推進するための当面の指針を作成した。
平成 29 年度	「今後の子どもの発達支援施策推進の基本的な考え方について」諮問 ※3	※2で整理した方針に基づき、市長の附属機関会議である名古屋市障害児早期療育指導委員会に「気づきの段階から就学に至るまでのプロセスに対応する発達支援のあり方について」、「発達に遅れや偏りのある就学前の子どもの発達支援と集団生活の場について」の2点を中心に今後の早期子ども発達支援施策推進の考え方について諮問した。
平成 30 年度	「子ども発達支援に関する調査」の実施 ※4	障害児通所支援給付や地域療育センターのニーズ等を把握することを目的として障害児通所支援給付の認定を受けている子どもの保護者を対象にアンケート調査を実施した。
	名古屋市子ども発達支援体制のあり方に係る調査の実施 ※5	※1～※4で整理した考え方や把握したデータを踏まえて、名古屋市の早期子ども発達支援体制の今後のあり方についての提言を得る調査を委託により実施した。
	今後の子どもの発達支援施策推進の基本的な考え方について（答申） ※6	※3で諮問した事項を審議するために専門部会を設置し、議論を重ねた結果を提言としてまとめ「答申」として受領した。
令和 元 年度	「早期子ども発達支援の将来構想に係る調査」の実施	※5、※6の内容を踏まえ、長期的な視点で名古屋市の早期子ども発達支援を推進するための将来構想についての提言を得る調査を委託により実施した。
	名古屋市障害児早期療育指導委員会での意見聴取	市長の附属機関会議である名古屋市障害児早期療育指導委員会に「今後の方針」案を示し、意見聴取を行った。

2 早期子ども発達支援を取り巻く状況と新たな早期子ども発達支援のシステムの検討

平成29年3月に作成した「名古屋市子ども発達支援推進指針」に基づき、平成29年度から令和元年度にかけて市長の附属機関会議での審議、外部機関に委託した調査等を実施し、今後の名古屋市の早期子ども発達支援の課題を精査し、地域療育センターを核とした新たな名古屋市の早期子ども発達支援システムのあり方について検討を進めてきた。審議や調査により提言された内容は以下のとおりである。

(1)「今後の子どもの発達支援施策推進の基本的な考え方について(答申)」の概要

平成29年11月27日に「名古屋市障害児早期療育指導委員会」に諮問した。7回の部会を開催し、「気づきの段階から就学に至るまでのプロセスに対応する発達支援のあり方について」及び「発達に遅れや偏りのある就学前の子どもの発達支援と集団生活の場について」の視点を中心に今後の子どもの発達支援施策推進の基本的な考え方について議論し、平成31年3月19日に答申を受領した。

項目		ポイント
1 名古屋市の就学前の子どもの発達支援の現状について	(1) これまでの取り組み	●これまでの取り組みの評価と継続の必要性 ●状況の変化を踏まえ、現状と課題を分析した上で今後の施策を検討
	(2) 現在の早期子ども発達支援の現状と課題	●地域療育センター5か所体制が完成し、一定の到達点 ●平成24年度の児童福祉法の改正と「児童発達支援指定事業所」の増加(25→29 95か所→213か所) ●給付認定就学前児童の増(25→29 826人→1,487人) ●児童発達支援センター入園待機常態化、地域療育センター初診待機期間の長期化、療育グループ希望と現実の乖離 ●「児童発達支援指定事業所」のサービスの質が十分に担保されていない状況 ●子ども発達支援施策と子ども・子育て支援施策の連携の不足、情報提供の不足、相談支援事業所等の不足

(前頁からの続き)

項目	ポイント
2 今後の早期子ども発達支援推進の基本的な方向性	●対象の定義の拡大(障害児とその保護者→発達支援の必要な子どもとその保護者) ●発達支援専門施設と子育て支援施設等と連携しての重層的な支援の明確化(特に「母子保健」と「早期子ども発達支援」の連携) ●子どもと保護者の状況の変化に対応した柔軟な支援の実施 ●児童発達支援センターで行う「通園型療育」と通所支援事業所で行う「利用型療育」の役割分担による子ども発達支援の提供 ※1 通園型療育 児童発達支援センターが定期的・継続的に通園し、概ね同年齢の子どもの集団で生活しながらいろいろな体験をする場を保障する 利用型療育 児童発達支援事業所が特徴のある支援やサービスを提供し、保育所等と組み合わせるなど必要に応じて利用する ●どのような利用の仕方を選択しても、子どもの最善の利益の視点により、必要な発達支援を受けられる体制整備 ●子どもと保護者を一体的に支援する視点の重視
3 「基本的な方向性」を実現するための取り組み	●子ども・子育て支援と早期子ども発達支援の一体的な実施 ●診断前後における支援 ●ひとりひとりの子どもへの包括的な支援 ●早期子ども発達支援施策の拡充 ●保護者が適切に施策を選択するための情報提供の充実と相談機能の強化
4 目指すべき連携の仕組みについて	●早期子ども発達支援に携わる人材育成の仕組み ●段階的な早期子ども発達支援のニーズに対応できる支援の連携の仕組み ●地域療育センター等による子ども・子育て支援の施設へのバックアップの仕組み ●拠点機能とネットワークの構築
5 その他の施策推進の留意点	●児童発達支援事業所のサービスの質の確保の視点 ●早期子ども発達支援と小学校等との接続・連携の視点 ●医療的ケアの必要な子どもの増加への対応の視点
6 結び	●早期子ども発達支援施策の効果は子育て支援、児童虐待予防、若者自立支援等の施策に直接的にも間接的にも及ぶ。 ●早期子ども発達支援を子どもの生涯を通じた発達の支援に繋げることが重要である

(2)「名古屋市子ども発達支援体制のあり方に係る調査」の概要

平成30年度に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託（愛知県立大学生涯発達研究所が監修）して、「名古屋市子ども発達支援体制のあり方に係る調査」を実施し、早期子ども発達支援の現状の分析と早期子ども発達支援施策を進める上でのニーズの分析を行い、これを踏まえた今後の名古屋市の早期子ども発達支援施策への取り組みの方向性について提言を得た。

項目	ポイント
1 名古屋市の早期子ども発達支援を取り巻く状況	(1) 発達障害等の認知と早期子ども発達支援ニーズの高まり ●地域療育センターの受診者数の増 (⑪→⑳ 1,449 人→2,503 人 73%増加) ※5歳児の約1割が受診の経験あり ●保育所障害児認定の増 (⑪→⑳ 700 人→1,681 人 140%増加) ※公立保育所で定員の10.6%、民間保育所で定員の5.0% (2) 対象者の拡大 ●子どもの発達に不安を感じる保護者の増加 就学前に子どもの発達に不安を感じた割合 22.4% ●子育て総合相談窓口の利用件数の増 (⑪→⑳ 47,821 人→73,556 人 54%増加) ●乳幼児健診で「要観察」としたケースの割合 1歳6か月児の場合 (⑪→⑳ 28.6%→38.8% 10.2ポイント増加) (3) 子ども子育て支援の諸課題との複合性・複雑性 ●子どもの貧困 ●児童虐待 ●外国人の子ども (4) 家庭環境の変化 ●共働きの増加 ●ひとり親家庭の増加 ●核家族化 (5) 医療的ケア児の増加 (6) 障害児施策に関する法制度の変化

(前頁からの続き)

項目	ポイント
2 早期子ども発達支援ニーズの推計	新たなニーズの考え方 平成 28 年度「子どもの育ちと保護者意識に関する調査」より以下のとおり推計 ●狭義のニーズ 12.6% 療育や専門的な発達支援等を必要とする子どもと保護者の支援に係るニーズ（以下の3問の該当者。重複者あり） 【問1】特別支援教育（学校・学級・通級指導）等の利用者 4.6% 【問5】障害者手帳を所持または発達障害の診断を有する児童 4.6% 【問8】小学校入学前までに施設（園）や医療機関で指摘あり 9.2% ●広義のニーズ 27.9% 発達に不安のある子ども及び子どもの発達に不安を感じる保護者の支援に係るニーズ（狭義のニーズに加えて次の2問に該当者） 【問6】乳幼児健診で発達についての指摘を受けたことがある 10.7% 【問9】保護者が子どもの発達に不安を感じている（問9） 22.4%
3 基本的な考え方	(1) 新たに考慮すべき視点 ●社会モデル ●インクルージョン ●合理的配慮 ●子どもの最善の利益 (2) 支援の基本的な考え方 ●すべての子どもが、自分自身の持っている力を信じ、その力を伸ばし発揮していく権利を実現していくために、子どもの未来の視点を大切にするとともに、子どもの年齢や発達に応じた支援を社会全体で行っていく (3) 支援の基本的な方向 ●早期子ども発達支援が必要な子どもの最善の利益の保障 ●家族支援の重視 ●地域社会への参加・包容の推進と合理的配慮 ●後方支援としての専門的役割の発揮 (4) 今後の名古屋市の早期子ども発達支援体制 ●質量両面からの拡充

	●早期子ども発達支援と子ども・子育て支援の一体的な推進 ●早期子ども発達支援施策における地域療育センター等の役割と課題（気づき支援、本人支援、家族支援、地域支援）
--	---

（３）「早期子ども発達支援の将来構想に係る調査」の概要

令和元年度に三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社に委託（愛知県立大学生涯発達研究所が監修）し、「早期子ども発達支援の将来構想に係る調査」を実施し、（１）、（２）で提言された施策の方向性を踏まえ、地域療育センターの運営方針の検討や事業ニーズの分析を行い、住んでいる場所に関わらず支援の必要な子どもと保護者を支援するための地域療育センター配置計画について提言を得た。

項目	ポイント
1 今後の名古屋市の早期子ども発達支援システム	（１）早期子ども発達支援の基本的な考え方 「名古屋市子ども発達支援体制のあり方に係る調査」の概要の3基本的な考え方のとおり （２）地域療育センターの役割 ●気づき支援 ●本人支援 ●家族支援 ●地域支援
2 今後の地域療育センター等の運営方針	（１）主要事業 ●発達相談 ●診療 ●ハビリテーション ●通園 ●療育グループ ●計画相談 ●地域支援 （２）運営体制 ●専門職の複数配置とニーズに応じた柔軟な配置 ●共働き家庭等が利用しやすい開館日時の検討 （３）施設のタイプ ●診療所機能を限定した地域療育センターの新設

(前頁からの続き)

項目	ポイント
3 地域療育センター配置計画	(1) 施設配置の基本的な考え方 ●中長期的なニーズ等を見通しながら、状況に応じて見直しができる計画 地域療育センターへの受診率が上昇基調で推移しており1割を超えている。家庭や地域の子育て力との兼ね合い、相談と診療の機能の見直しも含めて、主要事業の中期的なニーズがつかみづらい状況にある。 出生年別受診率 2008 年生まれ (8.2%) ⇒2012 年生まれ (10.9%) ●全市から利用しやすいように配置のバランスをとる ●現状の地域療育等の立地・施設・運営の状況を前提とする ●既存施設の稼働率向上・諸室用途変更による対応を考慮 ●近隣の地域療育センター等の連携・一体的な運営を推進 (2) 地域療育センター施設等の立地状況 (3) 主要事業のニーズ推計 (4) 主要事業別の施設要件 (5) 主要事業別にみた施設不足状況の検討 (6) 配置計画の提案 ●老朽化の進んだ発達センターちよだの東部地区移転整備、発達センターあつたの南部地区移転整備、西部地区への新設整備により、地域療育センターを8か所体制とする。

(4) 検討のまとめ

(1)～(3)の検討の取り組みをまとめると以下のとおりとなる。

本項での表記

答申→今後の子どもの発達支援施策推進の基本的な考え方について(答申)

⑳調査→子どもの育ちと保護者意識に関する調査

㉑調査→名古屋市子ども発達支援体制のあり方に係る調査報告書

㉒調査→早期子ども発達支援の将来構想に係る調査報告書

①ニーズの増加を示すデータ()内は引用元

●「児童発達支援指定事業所」の増加(答申)

㉓→㉒ 95 か所→213 か所 124%増加

●給付認定就学前児童の増(答申)

㉓→㉒ 826 人→1,487 人 80%増加

●地域療育センターの受診者数の増（③⑩調査）

①⑦→②⑨ 1,449人→2,503人 73%増加

●保育所障害児認定の増（③⑩調査）

①⑦→②⑨ 700人→1,681人 140%増加

●子どもの発達に不安を感じる保護者（②⑧調査）

就学前に子どもの発達に不安を感じた割合 22%

●子育て総合相談窓口の利用件数の増（③⑩調査）

①⑦→②⑨47,821人⇒73,556人 54%増加

●乳幼児健診で「要観察」としたケースの割合（③⑩調査）

1歳6か月児の場合 ①⑦→②⑨ 28.6%⇒38.8% 10.2ポイント増加

●地域療育センター出生年別受診率（③⑪調査）

②⑩生まれ→②④生まれ 8.2%→10.9% 2.7ポイント増加

② 新たなニーズの定義

新たなニーズの考え方として、療育や専門的な発達支援等を必要とする子どもと保護者の支援に係る狭義のニーズと発達に不安のある子ども及び子どもの発達に不安を感じる保護者の支援に係る広義のニーズを定義することが提言され、各々のニーズが推計された。（7ページ参照）

●狭義のニーズ 12.6%

●広義のニーズ 27.9%

③ 目指すべき新たな早期子ども発達支援のシステム

上記の検討のうち、新たな早期子ども発達支援のシステムについて提言された答申と③⑩調査の提言の内容は下表のようにまとめられる。

	答申	③⑩調査
施策の方向性	○対象の拡大（障害児とその保護者の支援から、何らかの支援が必要な子どもとその保護者の支援へ） ○母子保健と早期子ども発達支援の連携 ○子どもと保護者の状況に応じた柔軟な支援の実施 ○通園型療育と利用型療育の適切な役割分担 ○利用する施設に関わらず必要な発達支援を受けられる体制の整備	○早期子ども発達支援が必要な子どもの最善の利益の保障 ○家族支援の重視 ○地域社会への参加・包容の推進と合理的配慮 ○後方支援としての専門的役割の発揮
めざすべき取り組み	○子ども・子育て支援と早期子ども発達支援の一体的な実施	○早期子ども発達支援施策と子ども・子育て支援施策の一体的な推進
	○早期子ども発達支援施策の拡充	○質量両面からの拡充
	○診断前後における支援 ○ひとりひとりの子どもへの包括的な支援 ○情報提供の充実と相談機能の強化	
具体的な取り組みや留意点など	○早期子ども発達支援に携わる人材育成の仕組み ○段階的な早期子ども発達支援のニーズに対応できる支援の連携の仕組み ○地域療育センターによる子ども・子育て支援施設へのバックアップの仕組み ○拠点機能とネットワークの構築 ○指定事業所のサービスの質の確保 ○早期子ども発達支援と小学校等との接続・連携 ○医療的ケアの必要な子どもの増加への対応	○地域療育センターを核とし、気づき支援、本人支援、家族支援、地域支援を実施

（５）早期子ども発達支援のニーズに対応する施策の方向性について

（１）～（４）で見た提言の内容を踏まえて、今度の早期子ども発達支援施策の方向性を定める。

早期子ども発達支援の対象は拡大しており、障害児を対象とした従来のニーズに加えて、何らかの発達支援が必要な子どもと保護者を対象とした新しいニーズの考え方を取り入れる必要がある。「名古屋市子ども発達支援体制のあり方に係る調査」では「狭義のニーズ」、「広義のニーズ」を定義し、各々12.6%、27.9%程度見込むべきと試算されている。

「広義のニーズ」は発達に不安のある子ども及び子どもの発達に不安を感じる保護者の支援に係るニーズであり、診断や通所支援給付の認定を前提としない支援を含むが、「広義のニーズ」と「狭義のニーズ」との境界は明確に分けられるものではなくまた流動的である。今後の施策の方針を決定するにあたっては「広義のニーズ」に対応する早期子ども発達支援のあり方を検討する必要があるが、「広義のニーズ」はすべて早期子ども発達支援施策のニーズとなるわけではなく、子ども・子育て支援施策により対応できるケースがかなり多いと考えられるため、長期的には「広義のニーズ」を早期子ども発達支援施策のニーズとして施策を検討する必要性を想定しつつ、当面は「狭義のニーズ」をもとに早期子ども発達支援施策の検討をするものとする。

（６）早期子ども発達支援と子ども・子育て支援の一体的実施

保護者が子どもの発達に不安を感じはじめた段階（以下「気づきの段階」という。）の支援（以下「気づきの支援」という。）は早期子ども発達支援を進める上で大変重要である。気づきの段階で保護者に接するのは子ども発達支援の施設の職員ではなく、保健センター（子育て世代包括支援センター）や保育所等の子ども・子育て支援施策の施設の職員であることも多いため、保健センター（子育て世代包括支援センター）と早期子ども発達支援施策の連携を一層強化するとともに、子ども・子育て支援の施策の施設の職員が子どもと保護者の状況に応じて適切な助言や情報提供を行い、子ども発達支援の施設につなげることができるよう連携の方法を工夫することが必要である。また、早期子ども発達支援の必要な子どもと支援の対象となる保護者が、保育所等や幼稚園を利用しながら必要に応じて支援を受けられるよう体制を整える必要がある。

以上のような状況を踏まえ、早期子ども発達支援施策と子ども・子育て支援

施策が一体的に実施できる体制を整えるものとする。

3 早期子ども発達支援の方向性

(1) 新たなる早期子ども発達支援体制の構築

2で整理した考え方を踏まえて、下記の対策が行えるよう、早期子ども発達支援の必要な子どもと支援の対象となる保護者が、地域で、必要な支援を、必要な時期に受けられる支援体制を整える。

《対策1》

一人ひとりの子どもと保護者の悩みにきめ細やかに応じ、より添う相談体制

★POINTDATA

子どもの発達についてどこに相談したらいいかわからなかった保護者

約4割

《対策2》

診察を必要とする子どもが適切な時期に診察を受けられる体制

★POINTDATA

地域療育センター診療部門での初診を受けられるまでの期間

27年度から30年度で最長4か月半

《対策3》

保育所や幼稚園に通いながら適切な発達支援を受けられる体制

★POINTDATA

保育所で障害児認定を受けている子ども

17年度から29年度で2.4倍に増加

《対策4》

通園部門での発達支援を必要とする子どもが必要な時期に支援を受けられる体制

★POINTDATA

児童発達支援センターに入園できなかった子ども

28年度から31年度の平均約20人（定員の約7%）

（2）地域療育センターの拡充

（1）を実現するための体制を「現在の地域療育センター」をベースとして「質の拡充」と「量の拡充」をした「新たな地域療育センター」を核として構築する。

4 新たなる地域療育センターの設置・運営の考え方

(1) 新たなる地域療育センターの方向性

3に掲げた方向性を受け、早期子ども発達支援の課題に対応するための地域療育センターの質の拡充と量の拡充を下表のとおり行う。

質の拡充の方向性	量の拡充の方向性
○これまで行ってきた「本人支援」、「保護者支援」に加えて、新たに「気づきの支援」、「地域支援」への取り組みを行う。 ○「気づきの支援」、「地域支援」に取り組むために「地域支援・調整部門」の新設を検討する。	○早期子ども発達支援のニーズに対応したサービス供給量を確保できるように、現在の地域療育センターを維持するとともに新たな配置・整備を行う。

(2) 設置・運営の考え方

新たなる地域療育センターの設置・運営に係る方向性は以下のとおりとする。

① 4つの支援と7つの事業

地域支援・調整部門を新設し、新たなる地域療育センターで4つの支援とこれらに対応する7つの事業を行う。

◎ 4つの支援

支援の種別	内容
気づきの支援	○保護者が子どもの発達に不安を感じはじめた段階の支援
本人支援	○発達に遅れやアンバランスのある子どもに対する支援
保護者支援	○発達に遅れやアンバランスのある子どもの保護者に対する支援
地域支援	○子どもの発達に不安を感じる保護者の相談・支援とその子どもの支援 ○地域の子ども・子育て支援施設を利用する発達に遅れやアンバランスのある子どもやその保護者の支援 ○発達に遅れやアンバランスのある子どもや保護者が利用する地域の子ども・子育て支援施設に対する支援 ○発達に遅れやアンバランスのある子どもが地域の保育所や幼稚園等に移行するための支援

◎ 7つの事業

部門	事業	支援カテゴリー				内容
		気	本	保	地	
通園部門	通園型療育		○	○		○児童発達支援センターとして通園型療育（5ページ参照）を行う。
診療所部門	診療	○	○	○		○診療所として子どもの発達にかかる診断、治療を行う。
	ハビリテーション		○	○		○診療所として子どもの発達を促すハビリテーションを行う。
地域支援・調整部門	発達相談	○	○	○		○子どもの発達に関する相談に応じ、適切な支援につなげる。
	療育グループ	○	○	○		○気づきの段階の支援、通園型療育の前段階の支援、保育所等・幼稚園に通う子どもの支援を行なう。
	地域支援	○	○	○	○	○地域の社会資源と連携し、子ども・子育て支援と子ども発達支援の一体的実施を推進する。
	計画相談		○	○		○障害児通所支援給付の計画相談を行う。

※支援カテゴリー

気＝気づきの支援、本＝本人支援、保＝保護者支援、地＝地域支援

②地域支援・調整部門の取り組み

地域支援・調整部門には専門職の配置等必要な職員体制を整備し、下表の支援を行なうことを想定する。

事業	内容（再掲）	特徴
発達相談	子どもの発達に関する相談に応じ、適切な支援につなげる。	○子どもの発達に不安を感じる保護者等の相談の入り口となり、子どもや保護者の状況に応じたきめ細やかな相談に応じる。 ○相談の進行の過程で、診療所、相談支援事業所といった地域療育センター内での相談・支援の機能に適宜つなげる。 ○保育所等や幼稚園を利用している子どもを支援する事業が子ども、保護者、社会資源の状況や希望に応じて適切に利用されるよう情報提供や助言をする。
療育グループ	気づきの段階の支援、通園型療育の前段階の支援、保育所等・幼稚園に通う子どもの支援を行なう。	○相談を受けた子どもと保護者の初期段階の支援やアセスメントを目的とした初診前グループを行う。 ○通園型療育の前段階の支援として就園前グループを行う。 ○保育所等・幼稚園に通う子の支援として並行グループを行なう。
地域支援	地域の社会資源と連携し、子ども・子育て支援と子ども発達支援の一体的実施を推進する。	○必要な子どもへの診察や治療が、地域療育センターも含めてエリアで適切に行えるよう民間医療機関の情報収集や連携を進める。 ○保健センター（子育て世代包括支援センター）と連携し、支援の必要な子ども及び保護者を適切に子ども発達支援施策につなげる。 ○保育所、幼稚園等を利用している早期子ども発達支援の必要な子どもの支援等について保育所、幼稚園等の希望に応じて助言する。 ○地域の社会資源のネットワーク化を進める。 ○地域療育センターを利用する子どもの地域の保育所・幼稚園等への移行を支援する。
計画相談	障害児通所支援給付の計画相談を行う。	

③通園部門の定員の柔軟な設定

通園型療育（５ページ参照）が必要な子どもが、必要な時期に通園型療育を利用できるように、通園部門の利用を希望する子どもをできる限り受け入れることを目標として、定員を柔軟に変更できる仕組みの導入を検討する。

④体系的職員研修の実施

地域療育センターの職員を始め、早期子ども発達支援に携わる職員の支援スキルの維持、向上を目的として、子どもや保護者支援の知識・スキルを習得する研修を継続的、段階的に受けることができるよう体系的な職員研修を実施するものとする。

⑤運営基準の設定

①～④を踏まえ、名古屋市のすべての地域療育センターが質の確保された早期子ども発達支援を実施できるよう「地域療育センターの運営に係る基準」を定め、各地域療育センターはこれに基づき運営するものとする。

同基準では全市で統一的に運営する事項と一定の基準のもとに地域の実情等に応じて各地域療育センターが決定し運営する事項を定めることにより、質の確保された支援が地域の実情に応じてきめ細やかに提供されることを目指す。

（３）拠点方式とエリア制の考え方について

今後の名古屋市の早期子ども発達支援体制は、現在の地域療育センターの担当区域の考え方を踏襲し、市域を中央エリア、東部エリア、西部エリア、南部エリア、北部エリアの５エリアに分け、担当区を割り当てる。今後の運営については以下の方向性に基づき、検討を進める。

地域支援・調整部門を新設することにより質の拡充を図る一方で診療部門を設けず、機能を限定した新しいタイプの地域療育センターを導入し、複数の地域療育センターを組み合わせるエリアを担当する方法の導入を検討する。具体的には、通園部門、診療所部門、地域支援・調整部門からなる地域療育センターをＡ型とし、すべてのエリアに原則として１か所以上配置するとともに、機能を限定した地域療育センターをＢ型とし、ニーズ等に応じてエリアに配置す

る。B型の担当区では通園部門、地域支援・調整部門はB型が、診療所部門はA型が担当する。この場合、A型とB型は連携をし、診療所部門による支援と通園部門、地域支援・調整部門の支援が分断されないよう十分に配慮するものとし、B型をA型のブランチとして、同一法人が一体的に運営する方法についても検討する。地域療育センターの配置・運営方法（A型を複数、A型を1か所、A型のブランチとしてB型を配置など）は地域のニーズ、他の社会資源の状況、診療所の安定的運営の確保等さまざまな要素を考慮する必要があるため、今後の検討の過程で、多角的な視点により検討し決定するものとする。

また、地域療育センターの配置・運営は長期的視点に立って考える必要があるが、少ない施設数でサービスを提供する拠点方式はニーズの変動に柔軟に対応するスキームを持つことが重要であると考えられるため、「今後の方針」は、わくわくプランと連動して5年単位に定める（以下「見直し」という。）ものとし、地域療育センターの配置・運営方法や通園の定員設定などは見直しの時点で早期子ども発達支援や地域療育センターのニーズ及びこれに対するサービスの提供状況等を評価し次の「今後の方針」を決定するものとする。

5 新たなる地域療育センター配置計画（整備計画）

（1）整備の必要性

「子ども発達支援体制のあり方に係る調査報告書」では、狭義のニーズを12.6%と見込む必要があると提言されている。当面の早期子ども発達支援施策のサービス供給体制についての検討は狭義のニーズを踏まえて行うので、地域療育センターの配置計画もこれに準ずる。しかし、狭義のニーズはすべて地域療育センターのニーズとなるわけではなく、地域の他の社会資源の状況や家庭の状況によってどの程度が地域療育センターのニーズになるかは変わってくると考えられる。そこで「早期子ども発達支援の将来構想に係る調査」において現在の地域療育センターの各事業の実績に各地域療育センターへのアンケートによって把握した「各事業で不足していると思われる数」を加算した数をもとにして2025年の推計ニーズが現在のサービス供給量から不足していると思われる事業をエリア別に算出することを試みた。その結果、すべてのエリアで地域療育センターの事業の多くで供給量が不足している傾向が見られ、不足していない事業も現在の供給量で均衡している状況であった。以上の分析を踏まえ、「子ども発達支援の将来構想に係る調査」では老朽化の進んでいる発達センターちよだを東部エリアに現地改築または移転改築、発達センターあつたを南部エリアに移転改築により整備し、西部エリアへ地域療育センターを新設すべきとの提言がなされている（地域療育センター8か所構想）。

一方、本市の地域療育センターは相談から支援に至るまでのプロセスを運営者が発達支援に対する考え方や地域の実情等に応じて決定してきた経過があり、各事業の対象やニーズの把握の仕方が完全に統一されていないという実態があるため、上記の2つの調査が提言する「不足するサービス供給量」についての見込をそのまま名古屋市の地域療育センターのニーズと考えることについては慎重を期す必要がある。

そこで「今後の方針」においては、上記の「不足するサービス供給量」の見込及び地域療育センターの利用実績等を総合的に勘案して配置計画を検討するものとする。

地域療育センター利用実績をもとに配置計画を考える視点から以下にデータに対する考察を行う。

データ１ 就学前に初診を受けた子どもの数及び出生数に対する比率の推移

(単位：上段・中段 人、下段%)

		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
中央エリア	初診数	293	276	291	312	318	345	341	391
	出生数	3,972	4,105	4,189	4,212	4,125	4,162	4,192	4,112
	初診率	7.38	6.72	6.95	7.41	7.71	8.29	8.13	9.51
東部エリア	初診数	254	291	290	347	402	445	496	528
	出生数	4,319	4,507	4,569	4,672	4,620	4,620	4,588	4,557
	初診率	5.88	6.46	6.35	7.43	8.7	9.63	10.81	11.59
西部エリア	初診数	331	317	328	383	386	402	411	457
	出生数	4,387	4,587	4,738	4,581	4,500	4,584	4,394	4,281
	初診率	7.55	6.91	6.92	8.36	8.58	8.77	9.35	10.68
南部エリア	初診数	293	282	316	315	389	395	445	424
	出生数	3,215	3,452	3,512	3,580	3,515	3,464	3,440	3,464
	初診率	9.11	8.17	9	8.8	11.07	11.4	12.94	12.24
北部エリア	初診数	300	278	259	316	281	304	337	346
	出生数	3,153	3,124	3,187	3,410	3,245	3,295	3,254	3,196
	初診率	9.51	8.9	8.13	9.27	8.66	9.23	10.36	10.83
合計	初診数	1471	1444	1484	1673	1776	1891	2030	2146
	出生数	19,046	19,775	20,195	20,455	20,005	20,125	19,868	19,610
	初診率	7.72	7.3	7.35	8.18	8.88	9.4	10.22	10.94

※ 出生年による集計（例 17年は平成17年に生まれた子どもの数とそのうち初診を受けた数）

※ 30年度までに就学している子どもについての集計

地域療育センターで就学前に初診を受けた子どもの数は増加傾向にある。平成24年生まれの子ども（平成30年度に概ね5歳児となる子ども）が初診を受けた割合（初診率）は平成17年生まれの子どもの初診率と比較して3.22ポイント上昇し、1割を超える子どもが地域療育センターで初診を受診しており、また、エリアごとの初診率は平成24年生まれの子どものについて見ると、最も高い南部エリアと最も低い中央エリアで2.73ポイント違うことが示すようにバラツキが見られる。この要因が地域差によるものなのか運営方法の違いによるものなのかを考慮する必要があるものの現状では東部エリア、南部エリアの初診率が高くなっていると言える。

データ2 児童発達支援センターに入園できなかった子どもの数

(単位：人)

	28年度	29年度	30年度	31年度	平均
中央エリア	0	11	2	4	4.3
東部エリア	13	0	6	4	5.8
西部エリア	0	0	0	4	1.0
南部エリア	0	8	13	7	7.0
北部エリア	6	0	0	0	1.5
合計	19	19	21	19	19.5

※市内の児童発達支援センターが現在の定員（286）になってからの推移

※発達センターあつたの数は中央エリアと南部エリアに按分して加算

※医療型、難聴対象の施設は除く

各年度4月に児童発達支援センター（地域療育センター通園部）での通園型療育を希望したが利用できなかった子どもは過去4年間約20人で推移しており、令和元年度に利用できなかった子どもの数は定員の約7%にあたる。4年間の推移を見ると、市全体の数は横ばいであるが、エリアごとの状況は年度により大きく異なり、特定のエリアで入園できない状況にあるということではなく、年度によりエリアのニーズに増減があることを、一定程度想定する必要がある。

また、4年間のエリアごとの平均を見ると、南部エリアが7.0人、東部エリアが5.8人と多くなっている。東部エリア、南部エリアは定員が他のエリアより多くなっているにもかかわらず、利用できなかった子どもも多い傾向があり、他のエリアに比較して通園型療育のサービス供給量の不足傾向が強いと推察される。次いで中央エリアが4.3人となっており、不足傾向が見られるが、「早期子ども発達支援の将来構想に係る調査」の提言にもあるように既存施設の有効活用により通園型療育のサービス供給量を増やすことも可能と考えられるため、中央エリアについては、将来的なエリアの見直しも含めて新規整備によらない対策が検討しうると考えられる。

データ3 療育グループの利用者数の推移

	17年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央エリア	243	240	259	239	258	240
東部エリア	124	116	464	524	462	431
西部エリア	136	124	210	214	207	193
南部エリア	153	197	316	303	279	257
北部エリア	99	104	121	113	94	91
合計	755	781	1,370	1,393	1,300	1,212

※各エリアに所在する児童発達支援センターの実績

※東部エリアは28年度から現行体制（27年度までは中央エリアに一部含まれる）

療育グループの利用人数は平成28年度に急増し、その後横ばいになっている。しかし、データ1で見た初診率の増加傾向や「名古屋市子ども発達支援体制のあり方に係る調査」で実施したヒアリング結果等を踏まえると療育グループのニーズの増加が止まったことによるものではなく、施設のキャパシティ及び職員体制の制約により療育グループの受入可能人数に上限があることが原因であるためと考えられ、療育グループの利用を希望する子どもが利用できない状況が発生していると推察される。また、利用人数は東部エリア及び南部エリアで多くなっているが、この2つのエリアは運営主体が民間法人であるため、名古屋市が運営する他のエリアに比較して柔軟な職員配置が可能であることや地域の社会資源を利用する出張型の療育グループを実施していることにより、保護者が参加しやすい環境があるためと推察されるが、データ1及び2と合わせて考えると、やはりこの2エリアで、より療育グループのニーズが高いと考えられる。

（2）配置計画の考え方

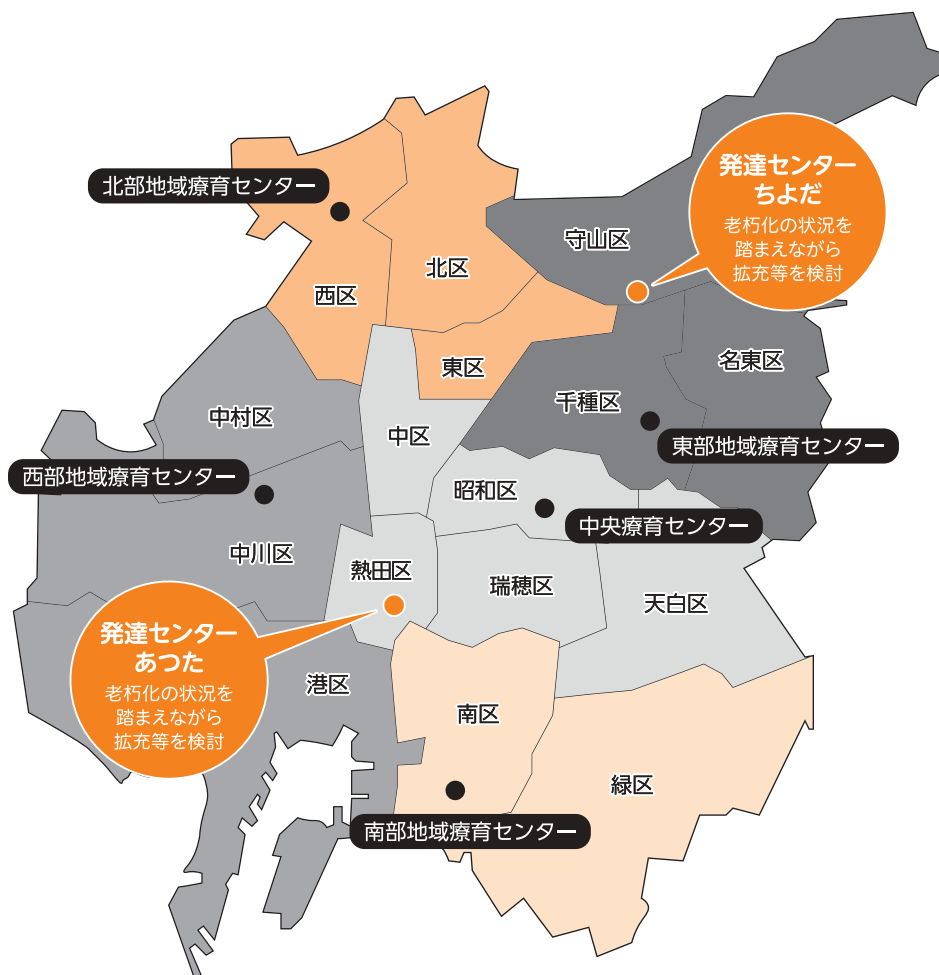
（1）で見たように、地域療育センターのサービス供給量は少なくとも現行体制の維持が必要であり、現在の5エリアの中では、東部エリア、南部エリアで特に不足している状況である。また、早期子ども発達支援のニーズは増加傾向が続いているため、「今後の方針」は想定している5年の期間の先も見据えた長期的な視点に基づいて定めることが重要であると考え。一方「早期子ども発達支援の将来構想に係る調査」では、早期子ども発達支援のニーズそのものの明確な定義が現時点では困難であり、ニーズ推計が難しいことや地域療育センターの運営自体が十分に標準化されておらず、既存の事業の実績をベース推計した潜在的ニーズの信頼性が十分に確保できないことが指摘されていると

おり、長期的な視点に立った検討に不可欠な長期的なニーズを見込むことは極めて困難な現状がある。そこで「今後の方針」での地域療育センター配置計画は「子ども発達支援の将来構想に係る調査」で提言された「地域療育センター8か所構想」を視野に入れつつ、当面は「発達センターちよだ」及び「発達センターあつた」の活用も含め、「新たなる地域療育センター」を市内に7か所設置することを目標とする（新たなる地域療育センター7か所構想）。

「地域支援・調整部門」を新設することにより、保護者支援へのきめ細かな取り組みや保育所・幼稚園等に対する支援の取り組みにより、診療部門での診断の必要なケースの振り分けが進むことや保育所・幼稚園等での受入状況が変化することなどにより、地域療育センターで支援すべき対象者数が変動する可能性が見込まれる。また、4（2）⑤に掲げる運営基準の設定により地域療育センターの運営基準が標準化され、早期子ども発達支援のニーズの推計精度が高まることが見込まれる。想定する5年の期間に地域療育センターのニーズの把握及び分析の強化及びデータの精査を進めるとともに「新たなる地域療育センター7か所構想」を実現した後の体制について長期的な視点で検討していくものとする。

また、配置計画は公共交通機関や保護者の状況等に応じて保護者用駐車場の確保や通園バスの運行方法などを考慮する必要があることに留意して検討するものとする。

◎7か所構想のイメージ



◎現在の各エリアの状況と想定か所数

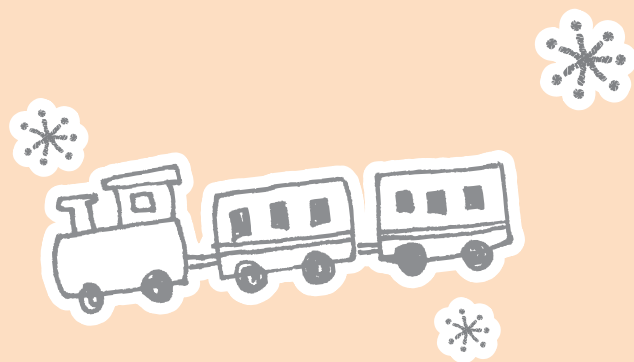
エリア	現在の担当区	対象者人口	構成比
中央	中、昭和、瑞穂、熱田、天白	27,571	22.7
東部	千種、守山、名東	28,601	23.5
西部	中村、中川、港	24,165	19.9
南部	南、緑	21,944	18.5
北部	東、北、西	19,281	15.6

※対象者人口は2025年の見込(名古屋市総合計画)

※各エリアの担当区は7か所構想検討の過程で必要に応じて見直す。

6 実施スケジュール（予定）

事項	年度				
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
地域支援・調整部門の設置					
	検討・設置				
通園部門の定員の柔軟な 変更	準備				
		段階的实施			
体系的研修の実施	準備				
		実施			
施設整備					
	検討・整備着手				



名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

令和2年3月